

医師確保PRキャラクター「ドクターむすび丸」の使用に関する規程

(趣旨)

第1 この規程は、宮城県が著作権を有する医師確保PRキャラクター「ドクターむすび丸」(以下「キャラクター」という。)の使用に関し、必要な事項を定める。

(キャラクターの管理)

第2 キャラクターは、宮城県保健福祉部医師確保対策室(以下「当室」という。)で管理するものとする。

(使用の承認申請)

第3 キャラクターの使用を希望する者は、使用承認申請書(様式任意)を当室に提出し、その承認を得るものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当室に予め連絡することを条件に、この限りではない。

- (1) 宮城県職員及び宮城県医師育成機構の役員・委員が使用する場合
- (2) 宮城県の事業及び宮城県医師育成機構の事業で使用する場合
- (3) その他、宮城県の医師確保に資するものとして当室が認める場合

(使用上の遵守事項)

第4 キャラクターを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) デザインの変更は行わず、そのまま使用すること。

デザインの変更に該当する行為

- イ 縦横比の変更
- ロ 画像の一部を欠く表示
- ハ 白黒表示を除く色の変更
- ニ 他の線や文字、画像などを重ねた表示

- (2) 当室が承認した用途にのみ使用すること。
- (3) 営利目的で使用しないこと。

(その他)

第5 この規程に定めるもののほか、キャラクターの使用に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年5月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。